

令和4年 第4回森町教育委員会会議録

日 時：令和4年3月3日（木）08：30～

場 所：森町福祉センター（森町公民館） 1階 大会議室

出席委員：増川教育長・三輪委員・長瀬委員・吉川委員・古川委員

出席者：河野学校教育課長補佐(兼)総務係長

小杉学校教育課学校教育係長

石井学校教育課総務係主事

署名委員：三輪委員・古川委員

協議事項：議案第1号 令和4年度教職員人事について

議案第2号 令和4年度準要保護世帯の認定について

議案第3号 森町立学校管理規則の一部改正について

議案第4号 森町立幼稚園規則の一部改正について

議案第5号 長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための町立  
学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について

（増川教育長）

皆さんおはようございます。第4回森町教育委員会を開会いたします。はじめに会議録署名委員の指名ですが、本日の会議録署名委員に三輪委員と古川委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に進みまして、教育長の主な行政報告を行います。1ページをご覧ください。2月26日、先日の濁川小学校の休校式本当にありがとうございました。厳かな雰囲気でしたし、記念になった休校式だなと思います。まん延防止重点措置の中でありながらも、実施して良かったなと思っておりました。この後私は濁川小学校の卒業式に行って、もう一度在校生を励まして希望を持たせてあげたいと思っていますとことでもあります。以下は資料に書かれているとおりであります。

それでは協議事項に入りますけれども、議案第1号「令和4年度教職員人事について」、議案第2号「令和4年度準要保護世帯の認定について」は人事案件及びその他の案件ですので、秘密会として進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

（教育委員一同「はい」の声）

（増川教育長）

それでは議案第1号、第2号については秘密会として議論いただきます。

**以下、秘密会のため、議案にかかる議事録は公開いたしません。**

(増川教育長)

それでは秘密会を解いて議案第3号「森町立学校管理規則の一部改正について」説明願います。

(小杉学校教育課学校教育係長)

議案第3号「森町立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。4ページをご参照願います。北海道教育委員会において、学校職員の1年単位の変形労働時間制の導入にあたり、北海道立学校管理規則の改正が行われており、森町立学校職員においても、令和4年4月1日より1年単位の変形労働時間制を導入するにあたり、森町立学校管理規則においても改正を要する内容について一部改正し整備するものであります。この規則は、令和4年4月1日から施行するものであります。説明は以上でございます。

(増川教育長)

はい、議案第3号については、教職員の時間外勤務を減らそうという内容で規則改正を行うものであります。一部改正を行い、時間外勤務の上限時間を決めるという事が、今まで黙認していたところも、時間外勤務があった場合には校長から指導を入れるというような規則を設けるという事になります。議案第3号について、よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(増川教育長)

はい、それでは議案第3号を承認いただきました。次に議案第4号「森町立幼稚園規則の一部改正について」説明願います。

(小杉学校教育課学校教育係長)

議案第4号「森町立幼稚園規則の一部改正について」ご説明いたします。9ページをご参照願います。森町立学校管理規則の改正に伴い、夏季休業日及び冬季休業日を統一する必要があることから、森町立幼稚園規則においても改正を要する内容について一部改正し整備するものであります。説明は以上でございます。

(増川教育長)

はい、第4号について説明がありました。これは簡単に言うと秋休みの件ですね。

(小杉学校教育課学校教育係長)

はい、小中学校の管理規則では今まで秋休みとして2日間ありました。学校や校長会からありましたけれども、渡島管内で統一しまして、秋休みを今回廃止しまして、夏休みの日数を増やすという事で渡島管内統一されてきているところですから、今回学校管理規則の方も改正しております。今まで幼稚園の方は夏休み冬休みどちらとも25日ずつの計50日だったんですが、今回学校管理規則を改正するにあたりまして、小中学校の方が夏休みの期間が長くなってしまいますから、給食の部分では幼稚園の分のみを用意する対応が給食センターにて出来ないという点もありますし、保護者としても小中学校のみ長くて幼稚園は短いとなるとご家庭の負担となる場合もありますので、その点を鑑みながら今回小中学校と合わせるという事で対応してまいりたいと思います。

(増川教育長)

ただし、学校の二学期制は動かしません。二学期制は良いところがあるんですが、前々から秋休みは土日を含んで4日も取っていたんです。これが少しやりづらいというか、子供たちの切り替えにならないのではないかと、教職員もこの秋休みをどう使ったら良いのかなど話がありましたので、その分を戻して夏休みを長くしようということで秋休みは廃止して幼稚園の方も準ずるといふことの規則改正となります。質問等ございますか。

(教育委員一同「ありません」の声)

(増川教育長)

それでは議案第4号について承認いただきました。引き続き、議案第5号「長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について」説明願います。

(小杉学校教育課学校教育係長)

議案第5号「長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について」ご説明いたします。12ページから29ページをご参照願います。制定理由につきましては、森町立学校管理規則の一部を改正する規則を公布するとともに、改正後の同規則第35条の3に基づき、1年単位の変形労働時間制に関する要領を整備するものであります。この要領は、令和4年4月1日から施行するものであります。説明は以上でございます。

(増川教育長)

はい、これは働き方改革の一環です。教員に係る法律でやれることはやっているんですけども、これは労働基準法の関係です。勤務時間を超えている教員がいますよね。それを例

例えば夏休み前に10時間だとか計画的に時間外勤務を行い申請し、その分を夏休みにまとめて休めるという制度です。それで教職員の働き方改革を進めようというんですけれども、これは規則改正については教育委員会の問題ですのでやりますけれども、これを実際に運用する学校が大変です。非常に難しいです。ある一定の勤務時間を超えている人はだめだとか、非常に不利な国の構想なんですけれども、この制度を使いたい人もいるかもしれませんのでまずは規則改正をします。特に中学校では部活動などで時間外勤務が積み重なっていきますよね。その分休めないという事になりますので、その分4月から計画して何月には5時間程度時間外が多くなりますだとか、中体連の時期は時間外が多くなりますのでその分夏休みに休みますだとかそういう制度です。ただほとんど教員は難しいです。また道教委では道の議会においてもこの制度をもって教職員の働き方改革、時間外勤務の解消を出来るものではないと言っています。これも渡島教育長会議でかなりもめました。でも結論は出ず、本当は函館を含めて渡島、松前にかけて全部同じ規則改正を行ってやろうと思ったんですけども、不備や問題もあることからやらないと判断した町もあります。例えば森町ではこういう制度が使えたのに、七飯町に行ったときには制度が使えないというのはおかしいのではないかという議論も行いましたが、道教委の方針としては、最終的には市町村が決めることだと逃げてしまったんです。ですから、規則改正だけはやっておこうと、いつでも条件を整えば学校で多く働いている方についてその部分が解消できるのであれば、使ってもらえば良いし、必ず使えという事ではないのでそういった意味で規則改正をして準拠していくという非常に問題点のある所なんですけれども、森町としてはまず規則改正だけはして、学校で使えるのであれば使ってくださいという事で話をしようと考えておりました。非常に難しく、質問をまとめて道教委に投げているんですけれども、回答が返ってこない状況です。説明以上ですが、議案第5号について、よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(増川教育長)

はい、承認いただきました。ありがとうございます。

これで議案はすべて終了し、その他事項事務局から何かございますか。

(河野学校教育課長補佐(兼)総務係長)

ありません。

(増川教育長)

委員の皆さんからその他事項ございますか。

(教育委員一同「ありません」の声)

(増川教育長)

それでは本日の森町教育委員会はこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

終了宣言 午前09時07分